

介護保険法第70条第7項に基づく桑名市長からの協議の求めに関する 実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号。以下「法」という。）第70条第7項及び介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号。以下「規則」という。）第126条の11の規定に基づき、桑名市長から知事に対し協議を求められたことに関し、介護保険法第70条第7項に基づく市町長からの協議の求めに関する要綱第4条の規定に基づき、実施に必要な事項を定めるものとする。

(協議の方針)

第2条 知事は、桑名市の「地域包括ケアシステム」の構築に資するよう、その意向等を尊重して協議を行う方針とする。

(協議の対象とする地域)

第3条 協議の対象とする地域は、次のとおりとする。
桑名市全域

(協議の対象とする居宅サービス)

第4条 協議の対象とする居宅サービスは、次のとおりとする。
通所介護（法第8条第7項の規定に基づく通所介護）

(基本的な考え方)

第5条 前条及び前々条に係る事業所の新規指定（法第41条第1項本文の知事の指定。以下「新規指定」という。）について、平成27年1月1日以降は、あらかじめ事業者が桑名市に相談を行ったうえで、桑名市長が次条に定める「特別な事情」に該当すると認め、知事あてに意見書（別紙様式）が提出された場合に限り、知事は新規指定を行うことができる。

2 法第70条の2第1項に基づく指定の更新については、前項の規定は適用しない。

(特別な事情)

第6条 前条第1項の「特別な事情」とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 通所介護の内容において、機能訓練を中心とするなど、高齢者の自立支援に特に資するものとして、事業所が、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）に基づく「個別機能訓練加算（I）」を算定できる体制（常勤・専従の機能訓練指導員を1名以上配置等）を有している場合。
- (2) この要領を施行する前から、事業者が、通所介護を行うため、施設の整備等に着手している場合。
- (3) その他、桑名市長が「やむを得ない特別な事情」に該当すると認める場合。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成26年8月1日から施行する。

(暫定措置)

第2条 事業者は、平成26年8月1日から同年10月31日の間に、新規指定の申請を行う場合（平成26年10月1日から同年12月31日の間に新規指定を受ける場合）においても、あらかじめ桑名市に相談を行うものとする。

2 事業者は、前項の相談の結果を記録した書類（任意様式）を作成し、新規指定の申請書に添付するものとする。

通所介護事業所の新規指定についての意見書

〇〇第 号
平成 年 月 日

三重県知事 あて

桑名市長 印

当市における通所介護事業所の新規指定に係る意見は、下記のとおりです。

記

- 1 開設予定の通所介護事業所の名称
- 2 開設予定場所 桑名市〇〇町 番地
- 3 開設者名 〇〇会社
代表者 〇〇 〇〇
- 4 利用定員 〇名
- 5 通所介護事業所の新規指定に関する意見

担 当：桑名市役所 介護・高齢福祉課 〇〇
電 話：0594-24-1170
FAX：0594-24-3133